

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:内閣府

組織:公正取引委員会

25年度成立予算における政策評価体系図 【基本計画(平成23年3月策定)】	
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達	
公正かつ自由な競争の促進	
(1)独占禁止法違反行為に対する措置等	
(2)下請法違反行為に対する措置等	
(3)競争政策の広報・広聴等	

26年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(平成23年3月策定)】		政策評価 調書番号
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達		
公正かつ自由な競争の促進		
(1)独占禁止法違反行為に対する措置等		①
(2)下請法違反行為に対する措置等		②
(3)競争政策の広報・広聴等		③
(4)消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保		④

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
3. 25年度政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
4. 26年度において実施することが予定されている政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、26年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。

政策評価調査(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府

会計:一般会計

組織:公正取引委員会

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1			
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)
		公正取引委員会					
	×	公正取引委員会に必要な経費(主要経費95)					
①	●	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)		●			
②	●	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)			●		
③	●	競争政策の普及啓発等に必要な経費(主要経費95)				●	
④	●	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費(主要経費95)(新規)					●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		独占禁止法違反行為に対する措置等		評価方式	実績	番号	①
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	297,107	312,481	309,547	299,639	295,173	
	補正予算（千円）	0	0	△ 1,169	0		
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	297,107 <297,107>	312,481 <312,481>	308,378 <308,378>			
執行額（千円）		261,648	280,374	257,476			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>予算概算要求に当たり、本件は、公正かつ自由な競争を維持促進するために必要・有効であり、効率的に行われているものとの政策評価結果を踏まえて、審判手続の適正な運用、企業結合審査の質の一層の向上や企業結合審査部門の体制の強化及び独占禁止法違反行為に対する効率的な事件処理の実施に係る審査体制の強化等のために必要な要求を行った。</p> <p>また、機構・定員要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、企業結合審査の質の一層の向上や国際企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の更なる強化、事案の性質上調査に相当の時間を要する事案の処理に係る審査体制の強化のために必要な要求を行った。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	独占禁止法違反行為に対する措置等					番号	①	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							25年度 当初予算額	26年度 概算要求額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会		独占禁止法違反行為に対する措置等に必要経費	299,639	295,173	0
	小計							299,639	295,173	
対応表において◆となっているもの										
	小計									
対応表において○となっているもの								<	>	<
								<	>	<
								<	>	<
								<	>	<
	小計								の内数	の内数
対応表において◇となっているもの								<	>	<
								<	>	<
								<	>	<
								<	>	<
	小計								の内数	の内数
合計							299,639	295,173		
							の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	独占禁止法違反行為に対する措置等					番号	①	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減			
審判手続	A	1	4,330	3,968	△ 362	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、適切な審決が出されるよう審判手続の適正な運用のための要求を行った。	
企業結合の迅速かつ的確な審査	A	1	7,854	7,859	5	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、引き続き企業結合審査を迅速かつ的確に行い、また国際的企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の更なる強化を図るための要求を行った。	
独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	A	1	222,914	223,023	109	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、調査に相当の時間を要する事案に対して、より効率的な事件処理を行うための職員の審査能力の向上や審査体制の整備・強化のための要求を行った。	
合計			235,098	234,850	△ 248			

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添1-1

(公正取引委員会25-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続						
施策の概要	公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する審判請求が行われた場合には、審判手続を適切に運用し、審決を行う。						
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続(審判規則第18条における「審判手続」であり、審判開始の通知(旧法においては審判開始決定)から両当事者が最終意見を陳述することにより結審するまでの手続)を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成22年度ないし平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	10,662	10,384	4,330	4,330	3,968
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	10,662	10,384	4,330	4,330	3,968
執行額(千円, c)	3,474	2,523	2,141				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	—	—		—			

測定指標(注1)	審決取消訴訟が提起されなかった審決件数(注2)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		16	18	10	7	3
	審決取消訴訟によって取り消された審決件数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		0	0	1	0	0
審判手続に要する期間	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	46.5	38.2	32.6	15.6	16.8	

(注1)景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く審決を対象とする。

(注2)平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	審判手続に要する期間を2年以内とすることを目標としているところ、今回評価期間に出された審決について要した審判手続の平均期間は23.9月であり、全体の66.0%に当たる事案で2年以内に審判手続を終結していることから、目標はおおむね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて総合的に評価すれば、本件施策は審決の内容の公正を確保するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できる。 しかしながら、被審人によって審決取消訴訟が提起される割合が増えていることに鑑み、引き続き、被審人に主張・立証の機会を十分に与えることを含め、適切な審決が出されるよう審判手続を運用していく必要がある。また、審判手続の効率性は向上していると評価できるが、これまでに行ってきた取組を今後も引き続き継続していくことにより、効率性の維持及びより一層の向上を図る必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・法曹関係者であれば通常使う言葉なのかもしれないが、一般には分かりづらい表現があるので、分かりやすく改めてはどうか。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・表5について、3年間の平均値ではなく、年度ごとの推移で比較することが適当ではないか。(小西委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。) ・「審判手続開始から審判手続の終結までの期間」と「審判手続開始から審決までの期間」との期間に違いが分かりづらいため、その違いが明確になるよう記載してはどうか。(柿崎委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成22年度から平成24年度までの各年度) 作成者:公正取引委員会</p> <p>(注)前記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	審決訟務室	作成責任者名	審決訟務室長 中里 浩	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	------------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会25-8)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続			担当部局名	審決訟務室	作成責任者名	審決訟務室長 中里 浩
施策の概要	審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。なお、平成17年改正前の独占禁止法に基づく審判手続は、行政処分である審決を行うための手続である。			政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為に対する審判手続を通じて、公正かつ自由な競争を促進させる。		
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。			目標設定の考え方・根拠	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め」、「適正かつ迅速な審理」を実現することとされている。	政策評価実施予定時期	平成28年4月～7月
測定指標		目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数・審決取消訴訟によって取り消された審決件数		—	—	審判手続により適切な審決が出されていれば、被審人が審決に対して審決取消訴訟を提起せず、また、審決取消訴訟が提起されたとしても審決が取り消されないと考えられるため。			
2 審判手続に要する期間		2年以内	毎年度	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標」とすることと規定されているため。			
達成手段		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等
		23年度	24年度				
(1) 審判手続に係る経費		10,384 (2,523)	4,330 (2,141)	4,330	1～2	—	独占禁止法違反事件の審判手続に関する業務、すなわち、参考人を審判廷に出頭させ、審尋すること及び審尋の速記録を作成することにより、審決に至る審判手続の適正な運用を図る。

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添2-1

(公正取引委員会25-②)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査						
施策の概要	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について、届出等に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。						
達成すべき目標	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について、迅速(第1次審査においては届出受理の日から30日以内、第2次審査においては全ての報告等を受理した日から90日以内)かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	7,531	8,910	8,269	7,854	7,859
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	7,531	8,910	8,269	7,854	7,859
執行額(千円, c)		4,789	7,505	5,427			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	—		—		—		

測定指標	企業結合の届出受理件数[件](注1)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		1,008	985	265	275	349	
	企業結合の届出を受理した案件について法定の期間内に処理をした割合[%]	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		100	100	100	100	100	
	年度ごとの目標値		100	100	100	100	100
	公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[件]	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		7	8	12	9	11	
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例の事例1件当たりの頁数[頁]	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	9.4	6.3	6.3	8.9	9.5		
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数[件](注2)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	5,796	7,900	8,601	9,174	7,661		
企業結合審査によって保護された消費者利益額(億円)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	約37	約1,035	約70	約1,063	約494		

(注1)平成22年度以降の届出受理件数が、平成21年度以前に比べて大幅に減少しているのは、平成21年独占禁止法改正法により、届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる。また、最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2)各年度のアクセス件数は、当該年度に公表した事例集への当該年度におけるアクセス件数。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	届出を受理した349案件のうち、第1次審査のみを行った340件については30日以内に終了し、第2次審査まで行った6件については90日以内に終了し、いずれも迅速かつ的確に企業結合審査を行っている。 なお、届出会社の事情により企業結合計画の届出を取り下げたものが3件ある。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要・有効であり、効率的に行われているものと評価できるが、以下の課題が挙げられる。 企業結合規制の見直しにおいて事前相談制度を廃止したことにより、重要・大型な企業結合案件であっても、期間の延長が許容されない法定の限られた審査期間内に、必要な情報の収集、分析等を行いながら、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを迅速かつ的確に判断する必要がある。また、事業者においても、当該企業結合を実施する時機を逸しないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいると考えられる。このため、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件については、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を高めるという企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、法定の手續に基づき、引き続き、企業結合審査を迅速かつ的確に行うとともに、消費者の利益が確保されるように努める必要がある。 また、①経済界から、企業結合審査部門の専門性と企業結合審査の迅速性を向上させる観点から、審査体制の充実が求められていること、②海外競争当局との間で情報交換を行いながら企業結合審査を進める必要がある案件が増加する傾向にあること、③法律に関する専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応し、さらに、経済学に関する専門的知識及び経験を有するエコノミストを企業結合審査部門に配置し、客観的かつ理論的な分析を行う必要がある案件に適正に対応していく必要があることから、今後とも、企業結合審査の質の一層の向上や、国際的企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の更なる強化を図っていく必要がある。 報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、公表内容を一層充実させることとしているところ、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止する観点から、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の競争当局においては、多くのエコノミストが勤務していると思うが、公正取引委員会においては、企業結合を担当しているエコノミストは何名いるのか。(若林委員) (平成24年度においては、博士号を取得している者は1名であるが、修士号を取得している者は複数従事している旨回答した。) ・事例集のページ数を指標としているが、単にページ数を増やせばよいというものではないのではないか。(柿崎委員) (事例集のページ数は、公表内容の充実の観点から指標として適当であると考えているが、指摘のとおり無制限にページ数を増やせばよいと考えているものではない旨回答した。)
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成24年度における主要な企業結合事例について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成25年6月5日</p> <p>(注) 前記資料の所在は公正取引委員会事務局官房総務課である。</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	経済取引局企業結合課	作成責任者名	企業結合課長 田辺 治	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
-------	------------	--------	-------------	----------	------------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

別紙

(公正取引委員会25-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ確な審査		担当部局名	企業結合課		作成責任者名	企業結合課長 田辺 治	
施策の概要	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について、届出に基づいて、迅速かつ確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。		政策体系上の位置付け	迅速かつ確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について、迅速(第1次審査においては届出受理の日から30日以内、第2次審査においては全ての報告等を受理した日から90日以内)かつ確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、迅速かつ確な企業結合審査を行って、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成26年4月～7月	
測定指標		目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査:届出の受理後30日)	30日以内	25年度	本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第1次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。				
2	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移したのものについては全ての報告等の受理後90日)	90日以内	25年度	本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第2次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。				
3	企業結合公表事例集の利用状況(当該事例集へのアクセス件数等)	—	—	本件施策の有効性を評価するため、企業結合事例集の利用状況(企業結合事例集へのアクセス件数等)を把握して、企業結合審査結果の公表内容の充実度等を測定する。				
4	企業結合審査によって保護された消費者利益	—	—	本件施策の有効性・効率性を評価するため、企業結合審査によって保護された消費者利益を測定する。				
達成手段		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等	
		23年度	24年度					
(1) 企業結合の迅速かつ確な審査に係る経費		8,910 (7,505)	8,269 (5,427)	7,854	1~4	—	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合の当事者、競争業者、需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行うなどして、迅速かつ確に企業結合審査を行う。	

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添3-1

(公正取引委員会25-③)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処						
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。						
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処(原則2か月以内)し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	199,302	221,963	224,485	222,914	223,023
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	199,302	221,963	224,485	222,914	223,023
執行額(千円, c)	196,546	208,253	185,502				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)	平成23年8月9日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は, 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ, 発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」			
	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)	平成21年6月23日		○第2章 成長力の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化 「(前略)独占禁止法, 下請法等による取締り強化等を通じて, 中小企業を総合的に支援する。」			
	規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定)	平成21年3月31日		Ⅲ 措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 (ア)独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化 ③審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施			
第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに, 一般競争入札の実施を確実に進めます。				

測定指標	申告件数(小売業(注)に係る不当廉売申告を除く。)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3,685	2,794	2,094	1,657	1,644
	事件処理件数(法的措置)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		17	26	12	22	20
	事件処理件数(警告)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	3	2	6
	事件処理件数(注意)(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		87	69	95	138	208
対象事業者数(法的措置)[名]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	49	84	109	303	126	
対象事業者数(警告)[名]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	4	9	3	2	6	
小売業に係る不当廉売申告件数[件]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	9,668	8,979	8,675	7,102	8,173	
小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[件]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	3,654	3,225	2,700	1,772	1,736	
課徴金額[万円]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	2,703,642	3,607,471	7,208,706	4,425,784	2,507,644	
課徴金納付命令等の対象事業者数[名]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	87	106	156	277	113	

(注)小売業とは, 酒類, 石油製品, 家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

測定指標	一事業者当たりの課徴金額〔万円〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		31,076	34,032	46,209	15,977	22,191
	刑事告発件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		1	0	0	0	1
	課徴金減免申請件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		85	85	131	143	102
	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数〔件〕	実績値				
20年度		21年度	22年度	23年度	24年度	
	8	21	7	9	19	
法的措置を採った全事件の平均事件処理期間〔月〕	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	約11	約12	約12	約15	約14	
酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間〔月〕	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	3.4	2.4	2.2	2.1	2.0	
年度ごとの目標値	2	2	2	2	2	
日刊新聞の報道量〔行〕(注)	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	17,188	21,237	20,673	22,256	16,040	
法的措置によって保護された消費者利益額〔億円〕	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	約4,079	約1,204	約1,790	約2,793	約2,364	

(注)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における事案の処理においては、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は約2.0か月となっており、目標はおおむね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>法的措置を採った事件の処理期間については、発注者である多数の自動車メーカーごとに受注調整が行われ、更に海外の競争当局と情報交換をしつつ事案の解明を行った自動車用オルタネータ等の自動車用部品の違反事件のように、その性質上調査に相当の時間を要する事案に取り組んだことによって平均14か月程度となっている。そのため、今後、事案の性質上調査に相当の時間を要する事案、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為へのリソース(人員・予算)の有効活用を行い、また、審査担当職員を増員すると同時に職員のノウハウの共有を進めることにより、職員の審査能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うようにする必要がある。</p> <p>また、小売業に係る不当廉売の申告は、平成20年度に大幅に増加し、平成24年度も引き続き高い水準の件数であることから、不当廉売の申告に対して、引き続き、迅速かつ的確に対処するために、より一層の執行力の強化が必要である。</p> <p>さらに、平成24年度には1件の刑事告発を行ったが、国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるところ、そのためには、刑事告発相当事案を積極的に発掘するために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・効率性について、事件処理期間を指標に評価しているが、事件処理期間は、事件調査を担当する人数を増やせば短くなるはずである。事件調査を担当する人数については、増加しているのか。(柿崎委員) (独占禁止法違反事件を担当する部署の定員数は、近年増加してきていたものの、平成24年度においては、概ね前年度並みであった旨回答した。) ・3品目に係る不当廉売事案の処理期間について、個々の案件について原則2か月以内に処理するのであれば、平均のみではなく、中央値や2か月以内に処理した案件の比率などを記載すべきではないか。(田中委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行っているが、同要求に基づく改善報告が提出されているのであれば、それを記載することで、改善措置要求に効果があったことを示すことができるのではないかと。(若林委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・小売業に係る不当廉売申告件数は「高い水準で推移している」としているが、なぜ水準が引き続き高いのか、その理由を記載してはどうか。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成24年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成25年5月29日</p> <p>(注)前記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	審査局管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 小林 渉	政策評価実施時期	平成25年4～7月
-------	----------	--------	-------------	----------	-----------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会25-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処		担当部局名	管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 小林 渉
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。		政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処(原則2か月以内)し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して、独占禁止法違反行為を排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成26年4月～7月
測定指標		目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1	申告件数	—	—	事件処理の端緒となる申告件数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。		
2	事件処理件数(法的措置・警告・注意)	—	—	事件処理件数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。		
3	措置の対象事業者数(法的措置・警告)	—	—	違反事件に対する措置の対象となった事業者数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。		
4	課徴金額・課徴金納付命令対象事業者数・一事業者当たりの課徴金額	—	—	課徴金額・課徴金納付命令対象事業者数・一事業者当たりの課徴金額を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。		
5	刑事告発件数	—	—	刑事告発件数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。		
6	課徴金減免申請件数	—	—	課徴金減免申請件数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の効率性を評価するため。		
7	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	—	—	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の効率性を評価するため。		
8	法的措置を採った全事件の平均事件処理期間	—	—	法的措置を採った全事件の平均事件処理期間を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性及び効率性を評価するため。		
9	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	25年度	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間を把握することによって、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標については、「特定略式処理を行う商品の指定及び小売業における不当廉売に係る処理方針」に基づき、設定した。		
10	日刊新聞の報道量	—	—	措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量を把握することによって、独占禁止法違反行為に対する対処状況の社会的認知状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。		
11	法的措置によって保護された消費者利益	—	—	法的措置によって保護された消費者利益を把握することによって、本件施策の有効性・効率性を評価するため。		

達成手段	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連す る指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等
	23年度	24年度				
(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費	221,963 (208,253)	224,485 (185,502)	222,914	1~11	—	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法等に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		下請法違反行為に対する措置等		評価方式	実績	番号	②
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	146,999	157,721	156,012	150,881	153,231	
	補正予算（千円）	0	0	△ 453	0		
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	146,999 <146,999>	157,721 <157,721>	155,559 <155,559>			
執行額（千円）		120,797	122,838	133,070			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>予算概算要求及び機構・定員要求に当たり、本件は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であるとの政策評価結果を踏まえて、下請取引の適正化に係る普及・啓発として下請取引適正化推進講習会の開催、調査部門の体制強化等のために必要な要求を行った。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	下請法違反行為に対する措置等					番号	②	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							25年度 当初予算額	26年度 概算要求額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会			150,881	153,231	0
	小計							150,881	153,231	
対応表において◆となっているもの										
	小計									
対応表において○となっているもの								<	>	<
								<	>	<
								<	>	<
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの								<	>	<
								<	>	<
								<	>	<
	小計							の内数	の内数	
合計							150,881	153,231		
							の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	下請法違反行為に対する措置等				番号	②	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減		
取引慣行等の適正化	A	1	8,730	8,825	95	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、ガイドラインの普及啓発、取引実態調査等のための要求を行った。
下請法の的確な運用	A	1	134,997	137,252	2,255	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、勧告事件の処理期間の短縮に向けた職員研修の実施や調査部門の体制の強化、下請取引適正化推進講習会の実施等のための要求を行った。
合計			143,727	146,077	2,350		

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添4-1

(公正取引委員会25-④)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化						
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。						
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドライン(企業結合及び優越的地位の濫用に係るガイドラインを除く。)の普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応(相談事例集への掲載事例件数については年間10件以上を目標)、取引実態調査の公表(年間2件以上を目標)を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	13,121	8,467	8,679	8,730	8,825
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	13,121	8,467	8,679	8,730	8,825
執行額(千円, c)	12,461	10,017	9,213				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	—	—		—			

測定指標	ガイドラインの説明会の開催件数[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		46	46	38	59	90
	ガイドラインの説明会の参加者数[名]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		約2,970	約2,190	約3,140	約3,220	約3,730
	不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	21	8	7	7
	不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[名]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	約490	約410	約280	約250
	事業者等からの相談件数[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,920	1,703	1,700	1,497	1,203	
相談事例集への掲載事例件数[件]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	13	9	12	11	13	
年度ごとの目標値	-	-	10	10	10	
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	-	-	39,512	34,288	35,325	
取引実態調査結果の公表件数[件]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	2	1	1	1	1	
年度ごとの目標値	-	-	2	2	2	
取引実態調査の平均実施期間(月/件)	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	11	4	5	3	5	
取引実態調査の平均所要人数(名/件)	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	4	5	4	4	4	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>相談事例の公表については、13件を公表しており、目標を達成している。</p> <p>取引実態調査については、平成24年度に着手して、平成25年7月に公表した実態調査が、対象商品の製造業者、商社及び販売業者という3業態の事業者を対象とするものであり、かつ、製造業者に対する調査を踏まえて商社に対する調査を実施し、それらを踏まえて販売業者に対する調査を実施する必要があったので、調査に時間を要したことにより、公表は1件だけであり、目標を達成できなかった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表については、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、その実施方法等について、次のとおり改善点が挙げられる。</p> <p>ガイドラインの普及・啓発については、公正取引委員会の職員が事業者等に対してガイドラインの説明を行うだけでなく、全国の商工会議所・商工会の経営指導員に対してガイドラインの説明を行い、当該経営指導員を通じて事業者等に対してガイドラインの普及・啓発を図るなど、方法の多様性を図ることにより、ガイドラインの一層の普及・啓発や独占禁止法違反行為の未然防止に寄与したと評価できることから、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努める。</p> <p>平成24年度の政策評価結果を踏まえて、相談事例を広く認知してもらうために、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介してきたところ、相談事例集が広く多数の事業者等に認知されてきていると考えられる。これにより、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られたと評価できることから、引き続き、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介するなどの取組を積極的に進め、一層の認知度向上を図ると共に、各種ガイドラインを補う新規性のある相談事例の公表を行う。</p> <p>取引実態調査については、年間2件以上の公表を目指して、複数の分野について同時に情報収集を行ったり、迅速かつ効率的に調査票の集計作業を行ったりするなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る。また、近年台頭してきた新興市場や社会的に注目度の高い市場等においても、積極的に取引実態調査を行い取引慣行等の把握に努めるとともに、過去に取引実態調査を行った市場におけるその後の取引慣行等の変化の有無等についても注視し、取引慣行等の改善を図る必要性が見受けられる場合などにはフォローアップ調査についても検討する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等からの相談件数について、共同研究開発に関する相談が増加した一方、共同行為に関する相談が減少しているが、この理由は何か。(若林委員) (コスト削減のために、共同研究開発を行う事業者が増えていると思われる。また、共同研究開発を行う事業者は大規模事業者が多く、独占禁止法上問題がないかを慎重に確認するようにしていることが考えられる。一方、共同行為については、独占禁止法が広く認知されるようになり、販売価格の共同決定のような明らかに独占禁止法上問題となる内容の相談が減少してきたのではないかとと思われる旨回答した。) ・ガイドラインの普及・啓発について、商工会議所や商工会等を活用することは、外部リソースの活用の観点から重要であることから、高く評価すべきであり、反映の方向性においても、商工会議所や商工会等を活用した取組を強化する旨を記載してはどうか。(柿崎委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・取引実態調査の結果の公表件数を指標としているが、取引実態調査の調査件数を指標とすることが適当にも思えるが、公表件数を指標とすると理由は何か。(小西委員) (独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るという施策の目標につなげるためには、取引実態調査の結果について公表して、事業者等に独占禁止法について周知することが重要であるためである旨回答した。)
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名	取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 菱沼 功 相談指導室長 天田 弘人	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
-------	----------------------------------	--------	--------------------------------------------	----------	------------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会25-3)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化			担当部局名	取引企画課 取引調査室 相談指導室		作成責任者名	取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 菱沼 功 相談指導室長 天田 弘人		
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。			政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応(相談事例の公表については年間10件以上を目標)、取引実態調査の実施公表(年間2件以上を目標)を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及啓発、事業者等からの相談対応、取引実態調査等を行って、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成26年4月～7月		
測定指標		目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
1 ガイドライン説明会の開催件数及び参加者数		—	—	ガイドラインの説明会開催状況を把握することによって、ガイドラインの普及啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。						
2 事業者等からの相談件数		—	—	事業者等からの相談への対応件数を把握することによって、事業者等からの相談への対応状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。						
3 相談事例の公表件数・ウェブサイトに掲載された相談事例へのアクセス数		公表件数 10件以上	25年度	相談事例の公表件数・相談事例へのアクセス数を把握して、相談事例集の充実度、利用状況等を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。						
4 取引実態調査結果の公表件数・調査実施期間・調査所要人数		実態調査 公表件数 2件以上	25年度	取引実態調査結果の公表状況、調査実施期間等を把握して、取引実態調査の実施状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、目標値は、実績値を考慮するなどして設定した。						
達成手段		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連す る指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等			
(1) 取引慣行等の適正化に係る経費		8,467 (10,017)	8,769 (9,213)	8,730	1～4	—	取引慣行等の適正化を図るために、①説明会の開催等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に係る相談対応、③事業活動の実態調査を行って、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。			

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添5-1

(公正取引委員会25-⑤)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法的確な運用						
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。						
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間の目途として勧告事件は10か月以内、指導事件は3か月以内)かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	116,948	133,076	139,726	134,997	137,252
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	116,948	133,076	139,726	134,997	137,252
執行額(千円, c)		107,644	101,460	118,394			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	円高への総合的対策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～(閣議決定)		平成23年10月21日		II. 具体的対応策 1. 円高による「痛み」の緩和 (2)円高で苦境に陥っている中小企業等への金融支援等の拡充 さらに、自己資本が毀損した中堅企業等の資本充実策、中小企業の合併等の支援、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用に加え、無料の弁護士相談会の実施等下請かけこみ寺の機能強化を行う。		
	中小企業憲章(閣議決定)		平成22年6月18日		3. 五. 公正な市場環境を整える 中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。		

測定指標	下請取引に係る書面調査の実施状況[名](注1・2)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	親事業者数	34,181	36,342	38,046	38,503	38,781
	下請事業者数	160,230	201,005	210,166	212,659	214,042
	違反事件の処理件数(勧告)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		15	15	15	18	16
	違反事件の処理件数(指導)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		2,949	3,590	4,226	4,326	4,550
	勧告事件の処理期間(10か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		73.3	46.7	46.7	38.9	56.3
	年度ごとの目標値	100	100	100	100	100
指導事件の処理期間(3か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	96.2	96.7	95.9	97.2	98.5	
年度ごとの目標値	100	100	100	100	100	
措置によって直接保護された下請事業者の利益[万円](注3)	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	318,614	60,615	149,543	322,203	570,094	
下請取引適正化推進講習会の開催数[回]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	31	32	30	33	30	
下請取引適正化推進講習会の参加者数[人]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	4,080	4,307	3,935	4,412	3,845	
下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[%](注4)	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	-	-	93.2	91.4	92.2	
下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[%](注4)	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	-	-	96.4	94.3	94.8	

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。
(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。
(注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

測定資料	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	155,049	172,623	326,659
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	46,937	79,668	82,258
	勧告事件の日報道量(行)(注5)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	3,970	1,328	1,850	1,892	5,872	
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された平成24年度勧告事件のアクセス数	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	-	-	156,430	252,396	237,955	

(注5)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>勧告を行った下請法違反事件については、目標処理期間を10か月以内(300日)としているところ、平均処理期間は328日となり、目標を達成できなかった(56.3%)。</p> <p>指導を行った下請法違反事件については、目標処理期間である3か月以内におおむね処理することができた(98.5%)。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>平成24年度においては、勧告16件、指導4,550件と親事業者に対する措置件数が過去最多となるなど積極的に事件処理を行ったものの、親事業者が下請事業者に対して複数の違反行為を行っている事件について事件処理に時間を要したこと等の理由で、勧告事件16件のうち7件については目標処理期間内に処理できなかったことから、処理期間の短縮のため、調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進め、また、調査手法の見直し等により、効率的な業務遂行を図るとともに調査部門の体制の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>また、下請取引適正化推進講習会は、下請法の普及・啓発に一定の成果を上げたと評価できることから、引き続き、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促すことにより、講習会の効果の最大化を図ることを目的として、開催案内を工夫するなど、下請法の普及・啓発効果を向上させるための更なる取組を進めていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引適正化推進講習会について、理解度が低い者の参加を積極的に促すことは、下請法違反の未然防止のために良い取組であると考えますが、アンケート調査結果によると、講習会前に下請法の内容を65%程度の参加者が下請法の内容について「知らない」と回答している。この比率は前年度と比べて多いのであれば、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促した結果、従来に比べて多くなった旨を記載してはどうか。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。) 下請法の周知は重要であると考えられるが、公正取引委員会が行う各種調査を活用するなどして、下請法の周知状況を測る指標を設けることはできないか。(田中委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「平成24年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成25年5月22日</p> <p>②下請取引適正化推進講習会の開催に係るアンケート 調査対象者・人数:3,845人 調査方法:講習会参加者に対するアンケート調査 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年11月 有効回答数:3,230人(アンケート項目ごとに変動があるためアンケートの回収数を記載)</p> <p>(注)前記資料の所在は全て公正取引委員会官房総務課である。</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 真淵 博 下請取引調査室長 長澤 文男	政策評価実施時期	平成25年4～7月
-------	------------------	--------	-------------------------------	----------	-----------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会25-4)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用		担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 真淵 博 下請取引調査室長 鎌田 明		
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。		政策体系上の位置付け	下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。				
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間の目安として勧告事件は10か月以内、指導事件は3か月以内)かつ的確に対処し、これらを排除すること。また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。		目標設定の考え方・根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用すること。また、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発を図ることが重要であることから、この目標を設定した。	政策評価実施予定時期	平成26年4月～7月		
測定指標			目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 下請取引に係る書面調査の実施状況			—	—	下請法違反行為発見の端緒となる書面調査の実施状況を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
2 違反事件の処理件数(勧告及び指導)			—	—	事件処理件数を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
3 勧告事件の処理期間(10か月以内に処理した事件の割合)			100%	25年度	勧告事件の処理期間を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、公表に耐え得る証拠収集・事実認定等のため時間を要する勧告事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。			
4 指導事件の処理期間(3か月以内に処理した事件の割合)			100%	25年度	指導事件の処理期間を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、迅速に処理することが求められる指導事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。			
5 勧告事件の処理期間(処理に10か月超の期間を要した事件数)			—	—	事件処理期間を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。			
6 措置によって直接保護された下請事業者の利益			—	—	下請法違反行為に対する措置を採ることによって、直接保護された下請事業者の利益を把握することによって、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
7 下請取引適正化推進講習会の開催数・同参加者数・同参加者の理解度			—	—	下請取引適正化に係る講習会の開催状況及び同講習会の参加者の理解度を把握することによって、下請法の普及・啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
8 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレット・下請取引適正化講習会のテキストのアクセス数			—	—	公正取引委員会のウェブサイトの下請法関係の普及啓発資料へのアクセス数を把握することによって、下請法の普及・啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
9 勧告事件の日報新聞報道量及び公正取引委員会ウェブサイトに掲載された同事件の公表資料へのアクセス数			—	—	公表した勧告事件に係る日報新聞の報道量及び公正取引委員会ウェブサイトに掲載された同事件の公表資料へのアクセス数を把握することによって、下請法の普及・啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
達成手段			補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等
			23年度	24年度				
(1) 下請法の的確な運用に係る経費			133,076 (101,459)	139,726 (118,394)	134,997	1～9	—	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するために、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除し、また、下請取引適正化推進講習会の開催や下請法に関するパンフレット・テキストを作成、配布して下請法の普及啓発を図る。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		競争政策の広報・広聴等		評価方式	実績	番号	③
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	132,518	132,121	127,576	125,834	123,562	
	補正予算（千円）	0	0	△ 1,422	0		
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	132,518 <132,518>	132,121 <132,121>	126,154 <126,154>			
執行額（千円）		115,131	112,871	108,043			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>予算概算要求に当たり、本件は、競争政策に対する国民的理解を図るためや公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったとの政策評価結果を踏まえて、国民に対する独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供、海外の競争当局との協議、ICN等の多国間における検討への積極的参加及び途上国等への競争法・競争分野に係る研修の実施並びに入札談合等関与行為防止法に係る発注者向け研修の実施及び競争政策研究センターによる公開セミナー等の積極的開催などのために必要な要求を行った。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	競争政策の広報・広聴等					番号	③		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	競争政策の普及啓発等に必要な経費	125,834	123,562	0
	小計						125,834	123,562	
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計								
対応表において◇となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計								
合計						125,834	123,562		
						の内数	の内数		

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		競争政策の広報・広聴等			番号	③	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減		
競争政策の広報・広聴	A	1	25,930	25,521	△ 409	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応を行う「一日公正取引委員会」や中学生、高校生及び大学生に対して行う「独占禁止法教室」などの各種広報活動等、地方有識者及び協力委員への広聴活動のための要求を行った。
海外の競争当局等との連携の推進	A	1	51,971	53,176	1,205	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、海外の競争当局との協議の開催やICN等の多国間における検討への積極的参加、途上国等への競争法・競争分野に係る研修の実施等のための要求を行った。
競争的な市場環境の創出	A	1	42,017	42,703	686	0	平成25年度に実施した政策評価結果を踏まえ、発注機関に対する入札談合等関与行為防止法に関する研修の実施、競争政策研究センターによる公開セミナーの開催及び競争評価の支援体制の整備等のための要求を行った。
合計			119,918	121,400	1,482		

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添6-1

(公正取引委員会25-⑥)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴						
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。						
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること(地方有識者との懇談会開催件数83件以上、一日公正取引委員会開催件数8件、消費者セミナー開催件数41件以上、独占禁止法教室開催件数76件以上)を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	24,752	29,931	29,320	25,930	25,521
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	24,752	29,931	29,320	25,930	25,521
執行額(千円, c)	19,997	25,041	22,130				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	—	—		—			

測定指標	地方有識者との懇談会開催件数[回](注1)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		委員等	8	9	9	9	10
		地方事務所長等	74	79	75	73	72
		合計	82	88	84	82	82
	年度ごとの目標値	97	91	91	85	83	
	独占禁止懇話会の開催回数[回]	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		2	4	2	4	2	
	一日公正取引委員会開催件数[件]	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		1	1	4	8	8	
	年度ごとの目標値	—	—	3	8	8	
	一日公正取引委員会参加者の評価[%](注2)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	—	—	86	79	
	消費者セミナー開催件数[件]	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	—	38	39	50	
	年度ごとの目標値	—	—	25	41	41	
消費者セミナー参加者の内容理解度[%](注3)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	—	—	85	88	83		
消費者セミナー参加者の満足度[%](注3)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	—	—	71	73	74		
独占禁止法教室開催件数[件]	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	39	47	82	96	112		
年度ごとの目標値	31	32	44	75	76		
独占禁止法教室参加者の内容理解度[%](注3)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	—	—	87	89	88		
独占禁止法教室参加者の満足度[%](注3)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	—	—	87	89	87		
報道発表件数[件]	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度		
	359	278	267	253	258		

(注1)「委員等」とは、公正取引委員会の委員等と地方有識者との懇談会をいい、「地方事務所長等」とは、公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員と地方有識者との懇談会をいう。
 (注2)一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対して、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載。
 (注3)理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額〔万円〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	92,231	45,657	83,677	52,245
	メールマガジン登録件数〔名〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3,153	4,088	4,508	4,797	5,070
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁止法動画サイトへのアクセス件数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	253,547	193,986	286,420	317,197	515,846	
公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	3,351,082	2,700,101	2,453,330	2,489,509	1,938,070	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>地方有識者との懇談会については、83回の開催目標であったが、82回にとどまった。</p> <p>一日公正取引委員会については、8回の開催目標どおり8回開催した。</p> <p>消費者セミナーについては、41回の開催目標を上回る50回開催した。</p> <p>独占禁止法教室については、76回の開催目標を上回る112回開催した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層等のコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。</p> <p>地方有識者等からは、「カルテルや入札談合が独占禁止法に違反する行為であることは、公正取引委員会の広報活動によってかなり周知徹底されてきていると思うが、地方ではまだその認識が法律家である弁護士でさえ不十分であると感じることも多い。引き続き、地方の企業や弁護士等への広報活動も積極的に行う必要がある。」「消費者が公正取引委員会の取組や競争の大切さを理解するきっかけは少ない。『消費者力』を高めることは非常に大事であると考えており、一般消費者にも公正取引委員会の取組を説明する機会を積極的に作ってほしい。」「独占禁止法教室は非常に大事だと思うので、もっと実施してほしい。」といった各種取組の回数の更なる拡大を求める声が出ている。</p> <p>また、「事業者が独占禁止法を遵守するインセンティブを持つためには、競争の重要性を一般消費者に広めることが必要だが、公正な競争の一般消費者へのメリットが十分に伝わっていないのではないか。広報活動ではこの点が一般消費者に実感として伝わるような工夫をしてほしい。」といった取組の内容面の改善を求める声がある。</p> <p>したがって、引き続き、各種取組の回数の拡大を検討するとともに、引き続き、各種取組の内容面の改善を行い、より一層の独占禁止法・下請法等の普及啓発活動を行うことが課題として挙げられる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・一日公正取引委員会の取組に対する参加者の評価は、消費者セミナーや独占禁止法教室と比較すると、「余り必要ない」と回答する者が多いように感じる。消費者セミナーや独占禁止法教室は、取組の対象がはっきりしているが、一日公正取引委員会は数多くのことを行うため、対象やコンセプトが曖昧になっているとも考えられる。(柿崎委員)</p> <p>(意見を踏まえて修正を行った。)</p> <p>・独占禁止法教室参加者の内容理解度について、中学生・高校生と比べて、大学生の理解度が低いのはなぜか。(若林委員)</p> <p>(中学生・高校生に対しては、独占禁止法を全く知らない学生に対して、シミュレーションゲームを行うことなどにより、独占禁止法を身近なものとして興味を持ってもらうことを主眼としているため、比較的親しみやすい内容となっているからではないかと思われる。一方、大学生に対しては、大学の独占禁止法の講義の一環としての座学の要素が強く、比較的高度な内容のためと考えられる旨回答した。)</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者:消費者セミナー参加者(有効回答数)内容理解度901名,満足度708名 調査方法:選択式,自由記載式 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年4月13日～平成25年3月29日</p> <p>②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者:独占禁止法教室参加者(中学生,高校生,大学生)(有効回答数)内容理解度6,658名,満足度6,630名 調査方法:選択式,自由記載式 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年4月10日～平成25年3月21日</p> <p>③一日公正取引委員会参加者の意識に係るアンケート 調査対象者・人数:一日公正取引委員会参加者(有効回答数)974名 調査方法:選択式 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年6月19日～平成24年3月6日</p> <p>④各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査 調査対象:公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事381記事 調査方法:記事ごとに面積を実測し,「media-data2012年版」(メディアリサーチ社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計。 作成者:株式会社ジャパン通信社</p> <p>⑤独占禁止懇話会第192回会合議事概要(平成24年6月27日報道発表文) ⑥独占禁止懇話会第193回会合議事概要(平成24年12月12日報道発表文) ⑦独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成24年度上半期)について(平成24年10月17日報道発表文) ⑧独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成24年度下半期)について(平成25年4月10日報道発表文) ⑨地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について(平成25年1月16日報道発表文)</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 東出 浩一	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
-------	-------	--------	--------------	----------	------------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会25-5)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴		担当部局名	官房総務課		作成責任者名	官房総務課長 東出 浩一	
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。		政策体系上の位置付け	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争の促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的に健全な発達に資する。				
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること(地方有識者との懇談会開催件数80件以上、一日公正取引委員会開催件数8件、消費者セミナー開催件数42件以上、独占禁止法教室開催件数86件以上)を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的に健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成26年4月～7月	
測定指標			目標値	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	目標値	目標年度						
1 地方有識者との懇談会開催件数	開催件数 80件以上	25年度	地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)の開催状況を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。					
2 独占禁止懇話会の開催回数	-	-	独占禁止懇話会(公正取引委員会の委員長及び委員が、学会、産業界、中小企業団体、消費者団体等を代表する有識者から直接、意見を聴取するとともに、意見交換を行うもの)の開催状況を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性の評価するため。					
3 一日公正取引委員会開催件数・参加者の意識	開催件数 8件	25年度	一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)の開催件数・参加者の意識を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。					
4 消費者セミナー開催件数・参加者の内容理解度・同満足度	開催件数 42件以上	25年度	消費者セミナー(独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の開催件数・セミナー参加者の内容理解度・同満足度を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。					
5 独占禁止法教室開催件数・参加者の内容理解度・同満足度	開催件数 86件以上	25年度	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の開催件数・参加者の内容理解度・同満足度を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。					
6 報道発表件数	-	-	公正取引委員会の個別の活動に係る報道発表の件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。					
7 各種広報活動(公表したもの)に係る新聞記事の広告費換算額	-	-	公正取引委員会が公表した各種活動に係る新聞記事の広告費換算額を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。					
8 メールマガジン登録件数	-	-	公正取引委員会の報道発表及び事務総長定例記者会見の概要等を内容とするメールマガジンの登録者数を把握することによって、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。					
9 公正取引委員会ウェブサイトのトップページ・パンフレット掲載ページ・動画サイトへのアクセス件数	-	-	公正取引委員会ウェブサイトの各種ページへのアクセス件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。					
達成手段			補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等
			23年度	24年度				
(1) 競争政策の広報・広聴に係る経費			29,931 (25,041)	29,320 (22,130)	25,930	1～9	-	競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために、報道発表、ウェブサイトによる情報発信、独占禁止法教室の開催等の各種広報活動及び学界、産業界、経済団体、消費者団体等の有識者との意見交換等の各種広聴活動を行う。
ア 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会(内数)			4,426 (3,203)	4,329 (3,074)	4,315	1	2	
イ 独占禁止懇話会(内数)			1,610 (1,500)	1,470 (525)	1,368	2	3	

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添7-1

(公正取引委員会25-⑦)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進						
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。						
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援(技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答:80%以上)を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する(公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数:16件以上)ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	67,146	50,327	50,209	51,971	53,176
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	67,146	50,327	50,209	51,971	53,176
執行額(千円, c)		64,433	47,327	44,287			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	平成21年独占禁止法改正法案に対する衆参経済産業委員会附帯決議		平成21年6月2日		企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。		

測定指標	海外の競争当局との二国間協議の開催回数[回]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		7	3	3	6	4
	ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[回]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		5	2	5	3	5
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数[回]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		2	2	6	5	6
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、当該研修が有効であったと回答した研修参加者の割合[%](注3)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		93	88	97	94	99
	年度ごとの目標値		80	80	80	80
海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[回]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	4	2	7	12	13	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数[件]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	69	33	16	28	35	
年度ごとの目標値		対前年度同水準かそれ以上			16件以上	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[回]	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	33	15	12	17	16	
公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	59,040	54,913	51,077	41,543	50,229	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数	実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	6,862	7,028	8,590	16,594	79,021	

(注1)ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成25年3月現在、111か国・地域から127の競争当局が参加している。

(注2)公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を平成6年度から開催している。

(注3)「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者に対するアンケートにおいて、当該研修が有効であったとの回答が目標値の80%を超えており、目標を達成した。 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数については、16件以上とする施策の目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局との協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加、途上国等に対する技術研修の実施及び海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の課題が挙げられる。 東アジアを中心とする途上国等からの技術支援要請のニーズは、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれるため、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じたいくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。例えば、平成24年度に実施した技術研修について、研修参加者及び講師が双方向に対話できる、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていく必要がある。 海外への情報発信についても、今後とも、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。また、現在の英文ページに不足している、独占禁止法の概説を作成して掲載し、海外の事業者等が日本の独占禁止法を理解するための一助とすることも、さらなる海外への情報発信の方法として挙げられる。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・英文プレスリリースページには、概要版を掲載することが多いと思うが、重要なものについては、全訳を掲載するとよいのではないか。(若林委員) (公表の内容によって、概要版を掲載するものと全訳を掲載するものと、メリハリをつけて対応しており、今後とも、掲載のスピードと内容の充実のバランスを取りながら行っていきたい旨回答した。) ・途上国等に対する技術研修は、重要な取組であるが、今後、実施回数等は増やしていくのか。(柿崎委員) (今後とも、ASEAN等の東アジア諸国を中心に、積極的に実施していきたい旨回答した。)
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート</p> <p>①ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート (1)第7回ベトナム競争政策研修(平成24年5月9日～25日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者4名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年5月24日 有効回答数:4 (2)第8回ベトナム競争政策研修(平成24年11月12日～29日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年11月28日 有効回答数:8</p> <p>②中国競争政策研修終了時に実施したアンケート 第1回中国競争政策研修(平成24年8月20日～28日) 調査対象者・人数:本研修参加者14名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年8月27日 有効回答数:14</p> <p>③インドネシア競争政策研修終了時に実施したアンケート 第10回インドネシア競争政策研修(平成25年2月4日～22日) 調査対象者・人数:本研修参加者11名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年2月21日 有効回答数:11</p> <p>④マレーシア競争政策研修終了時に実施したアンケート 第2回マレーシア競争政策研修(平成25年3月11日～15日) 調査対象者・人数:本研修参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年3月14日 有効回答数:5</p> <p>⑤途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート 第18回途上国競争政策研修(平成24年8月16日～9月14日) 調査対象者・人数:本研修参加者10名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年9月13日 有効回答数:10</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	官房国際課	作成責任者名	官房国際課長 諏訪園 貞明	政策評価実施時期	平成25年4～7月
-------	-------	--------	---------------	----------	-----------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会25-6)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進			担当部局名	官房国際課		作成責任者名	官房国際課長 諏訪園 貞明		
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。			政策体系上の位置付け	海外競争当局との協力・連携を強化し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進に繋がり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援(技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答:80%以上)を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する(公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数:前年度と同水準又はそれ以上)ことにより、海外の競争当局等との連携を推進する。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成26年4月～7月		
測定指標		目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
1 海外の競争当局との二国間協議の開催回数		—	—	海外の競争当局との二国間協議の開催状況を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。						
2 国際会議への出席回数		—	—	海外の競争当局との多国間協議への参加状況を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。						
3 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の実施回数・当該研修が有効であったと回答した研修生の割合		当該研修が有効との回答割合80%以上	25年度	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の実施回数・研修参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割合を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。						
4 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数		—	—	海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣状況を把握することによって、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上及び我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。						
5 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数・当該掲載件数のうち独占禁止法に基づく法的措置件数及び企業結合案件に係るプレスリリースの件数・英文プレスリリースへのアクセス件数		掲載件数34件以上	25年度	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載状況・英文プレスリリースへのアクセス件数を把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、これまでの実績を考慮して設定した。						
達成手段		補正後予算額(執行額)		25度当初予算額	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等			
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な経費		50,327 (47,327)	50,189 (44,287)	51,971	1～5	—	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等への技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。			
ア 国際競争組織分担金(内数)		279 (243)	255 (246)	258	—	1				

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添8-1

(公正取引委員会25-⑧)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出						
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。						
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上(そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進(そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	36,832	46,482	44,507	42,017	42,703
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	36,832	46,482	44,507	42,017	42,703
執行額(千円, c)		29,713	35,732	40,355			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)		平成23年8月9日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」		
	第166回国会施政方針演説		平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。		

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数[回]	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		103	117	165	178	235	
	年度ごとの目標値		-	-	-	108以上	128以上
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[%](注1)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		-	-	93.2	94.8	95.3	
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度[%](注2)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		-	-	91.3	93.7	94.0	
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知するか[%](注3)	実績値					
		24年度					
	研修会実施	上司に報告	同僚・部下に報告	研修資料閲覧	周知予定なし	その他	
	4.9	19.5	21.9	57.4	17.3	3.2	
公開セミナーの開催回数[回]	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	6	3	3	4	3		
年度ごとの目標値		-	-	3以上	3以上	3以上	
公開セミナーにおける参加者の満足度[%](注4)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	-	-	74.6	79.6	93.5		
国際シンポジウムにおける参加者の満足度[%](注5)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	-	-	56.8	97.0	87.1		

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) 複数回答。

(注4) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価(注6)の実施件数[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			67	82	42	
	規制影響分析手法等検討会議の開催回数[回]	実績値				
20年度		21年度	22年度	23年度	24年度	
			2	2	3	

(注6)競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>入札談合等関与行為防止法に係る研修については、目標値(128回以上)を大幅に上回る235回実施した。</p> <p>公開セミナーについては、目標値(3回以上)と同等の3回実施した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、以下のとおり、それらの取組を更に充実・発展させていくことが必要である。</p> <p>発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進については、引き続き、入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外の研修受講も積極的に促していくとともに、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員の受講を求めていく。また、平成23年度、アンケートの自由記載欄等を通じて、具体的な事例に基づいた説明が分かりやすい旨の意見を得ていたことから、事例に基づいた説明を増やしてきたところであるが、引き続き適切な事例を選択して説明するとともに、今後もアンケート等を通じて発注機関のニーズの把握に努める。このほか、特に発注機関の発注担当部署に対し、例えば都道府県下の市町村の発注担当部署の職員によるネットワークを活用して研修案内文書や資料等を配布し、研修の実施について積極的に働きかけ、発注担当部署の職員に対して重点的に研修を実施していくこととする。加えて、発注機関の便宜に付するため、研修で用いる資料を公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているところ、引き続き、参考資料の提供を図ることとする。</p> <p>競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信については、CPRCの活動について、今後も、共同研究の成果の概要や講演概要の専門誌への掲載等により積極的な情報発信を行うほか、国内外の学会等においてCPRCの研究成果を紹介する機会を設けることにより、CPRC自身の知名度を高め、併せて、学者等にとってのCPRCの活動に参加するインセンティブを高める。また、3回の公開セミナーの参加理由で「テーマ」を選んだ人が多いことを踏まえ、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く。これらの取組により、学界・実務家の積極的貢献、CPRCのイベント内容の充実・参加者の増加といった相乗効果による公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。</p> <p>各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。また、当該分析・検討の結果を踏まえて、必要に応じ、①手引については、具体的な事例を充実させるなどの見直しを行う、②競争評価チェックリストについては、各府省がチェックリスト型競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加といった措置を採ることについて、引き続き、総務省と検討していく必要がある。さらに、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制を整備することも、引き続き検討していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・競争評価チェックリストについては、最終的には、競争評価チェックリストを活用することにより競争を阻害するような規制の新設・改廃がなされないようにすることが目標になると思うが、現時点では、まだそれを評価する段階に至っていないということか。(田中委員)</p> <p>(競争評価チェックリストについては、まだ試行的実施の段階であることもあり、評価を実施する各府省への定着及び内容向上を評価している段階である旨回答した。)</p> <p>・競争評価チェックリストについて、各府省から提出されたものの中に、「競争に影響あり」とチェックされていたものはあるか。(田辺委員)</p> <p>(事業者数の減少が見込まれるなどとして、「競争に影響あり」とチェックされていたものもある旨回答した。)</p> <p>・入札談合等関与行為防止法に係る研修会の参加者の多くが、発注業務担当部署の職員であるにもかかわらず、研修前には同法を知らないと回答した者が半数以上であることをみると、ウェブサイトにおける同法の掲載の仕方を工夫するなどにより、周知を強化すべきではないか。(若林委員)</p> <p>(入札談合等関与行為防止法を一層周知するためにも、引き続き、同法に係る研修会を積極的に進めていく旨回答した。なお、公正取引委員会ウェブサイトにおける掲載方法について検討することとした。)</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講者に対する理解度等に係るアンケート 調査対象者・人数:18,620名 調査方法:研修聴講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年4月～平成25年3月 有効回答数:15,439名</p> <p>②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:219名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年5月～平成24年11月 有効回答数:181名</p> <p>③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:57名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年2月 有効回答数:39名</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>経済取引局総務課長 笠原 宏 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 杉山 幸成</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年4～7月</p>
--------------	-----------------------------------------------	---------------	--------------------------------------------------------	-----------------	------------------

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会25-7)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出		担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課		作成責任者名	経済取引局総務課長 笠原 宏 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 杉山 幸成		
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。		政策体系上の位置付け	発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争の促進をさせ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上(そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進(そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進、競争政策の重要性等の情報発信、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進等を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成26年4月～7月		
測定指標			目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数・参加者の理解度・研修の有益度	研修開催回数160回以上	25年度	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数・研修参加者の理解度・研修の有益度を把握することによって、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の研修平均開催回数を基に設定した。					
2	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知するか	—	—	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の参加者に対するアンケートの結果において、当該研修の内容を職場に周知する旨を回答した参加者の割合を把握することによって、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。					
3	公開セミナーの開催回数・セミナー参加者の満足度	開催回数3回以上	25年度	公開セミナー(広く一般から参加者を募り、競争政策研究センターの研究発表等を行うもの)の開催回数・当該セミナー参加者の満足度を把握して、競争政策の情報発信状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均開催回数を基に設定した。					
4	国際シンポジウムにおける参加者の満足度	—	—	国際シンポジウム(海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、公正取引委員会の幹部等を交えてパネルディスカッション等を行うもの)参加者の満足度を把握して、競争政策の情報発信状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。					
5	各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施件数	—	—	規制の新設又は改廃の際に各府省が実施する規制の事前評価の際に、公正取引委員会が作成協力した「競争評価チェックリスト」を用いた件数を把握することによって、各府省における規制の事前評価の取組を支援・促進するための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。					
6	規制影響分析手法等検討会議の開催回数	—	—	規制影響分析手法等検討会議の開催状況を把握することによって、各府省における規制の事前評価の取組を支援・促進するための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。					
達成手段		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等		
		23年度	24年度						
(1)	競争的な市場環境の創出に係る経費	46,482 (35,732)	44,507 (40,355)	42,017	1～6	—	競争的な市場環境を創出するために、①発注機関に対する入札談合等の防止のための研修、②公開セミナー及び国際シンポジウムにおける競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、③各府省が実施する競争評価の支援体制の整備等を行う。		
	ア 競争政策研究センター(内数)	24,897 (119,535)	24,352 (21,466)	22,371	3～4	4			
	イ 規制影響分析等検討会議(内数)	1,492 (195)	1,441 (290)	1,342	6	5			

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保		評価方式	総合	番号	④
		22年度	23年度				
予算 の 状 況	当初予算（千円）				329,960		2,084,162
	補正予算（千円）				0		
	繰越し等（千円）						
	計（千円）	0 <0>	0 <0>	0 <0>			
執行額（千円）							
政策評価結果の概算要求 への反映状況							

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保					番号	④		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	329,960	2,084,162	0
	小計						329,960	2,084,162	
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計							の内数	の内数
対応表において◇となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計							の内数	の内数
合計						329,960	2,084,162		
						の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保			番号	④	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減		
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	A	1	300,067	2,019,625	1,719,558	0	
合計			300,067	2,019,625	1,719,558		